

## 江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業補助金

R1.8月～

| 補助対象業種  | 補助対象条件  | 補助対象経費                               | 補助率                                 | 補助金交付回数                                      |
|---|---|--------------------------------------|-------------------------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・製造業の中で主に研究開発を行う者又はその部署</li> <li>・情報サービス業</li> <li>・インターネット付随サービス業</li> <li>・※映像・音声・文字情報作成業務</li> <li>・学術・開発研究機関</li> <li>・※広告業</li> <li>・※デザイン業</li> <li>・コールセンター業</li> <li>・その他市長が特に認めるもの</li> </ul> (※は、専ら情報通信の技術を利用する方法により行う事業に限る) | 新たに市内にサテライトオフィス等の事業所を開設する者又は「お試しサテライトオフィス」等を市内において試験的に事業を実施する者<br><br><b>※ただし、補助対象経費(1)(2)(3)に対する補助を受けるには、次のいずれにも該当する者とする。</b><br><b>1 事業所開設に伴い新規に常用労働者を1名以上雇用する者(市外既存事業所から市内転入者含む)</b><br><b>2 事業所開設後、3年以上事業継続を行うこと</b><br><b>3 市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること</b> | (1) 建物改修経費<br>※空き家, 空き公共施設, 空き店舗等の改修 | (1) 及び (2) の合計経費の 1/2<br>2,000 千円限度 | ※事業を開始した後に1回限り交付する                           |
|   |   | (2) 情報通信システム導入経費                     |                                     |  |
|   |   | (3) 備品及び機器設備等の購入費                    | (3) の経費の 1/2<br>1,000 千円限度          |  |
|   |   | (4) オフィス賃借料<br>(敷金・礼金・共益費を除く)        | (4)～(7)に係る合計経費の 1/2<br>1,000 千円限度   | ※補助金交付対象期間は事業を開始した月の翌月から起算して36ヶ月間とする(原則、年度毎) |
|   |   | (5) 住居賃借料<br>(敷金・礼金・共益費を除く)          |                                     |  |
|   |   | (6) 車両リース料<br>※業務に必要な車両              |                                     |  |
|   |   | (7) 通信回線使用料                          |                                     |  |